

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。